

原子力発電所事故災害への対応について

東 北 部 会 提 出

東日本大震災及び原子力発電所事故の発生から 10 年余が経過しましたが、今なお、多くの住民が避難生活や放射能に不安を感じる生活を余儀なくされています。

被災自治体においては、一日も早い安全・安心の回復と住民生活の安定を図るため、復旧・復興の取組を鋭意進めてきていますが、汚染廃棄物対策、被災者の生活再建、住民の健康管理、風評対策、多核種除去設備等処理水の処分など、依然として乗り越えなければならない課題も山積しております。

東日本大震災及び原子力災害は、世界で初めての事例となる災害であるという考えに立ち、迅速かつ柔軟な対策を講じることが必要であり、被災者の立場と視点に立ったあらゆる対策を継続的に講じていく必要があります。

つきましては、被災地が真の復興を成し遂げられるよう、また、地方の創意工夫が反映された地方創生が可能となるよう、下記の事項について特段の措置を講じるよう強く要望いたします。

記

1 放射性物質対策事業の推進について

- (1) 除染による除却土壌等の中間貯蔵施設への搬出については、安全かつ迅速に行うため十分な調整を図ること。また、除去土壌等の適正管理・搬出や仮置場の原状回復などに必要な予算の確保に万全を期すとともに、現場保管に係る搬出困難案件の解消について制度設計を行うこと。
- (2) 放射能汚染濃度 8,000Bq/kg 超の指定廃棄物（焼却灰等）については、国が確保する最終処分場へ早期に搬出すること。
- (3) 中間貯蔵施設への輸送量増加に伴う市道等の舗装の破損は、地域住民の通行等への支障となり、事故の原因になる恐れがあることから、緊急的な維持補修を行うこと。また、輸送等完了後の原状回復についても、その仕組み及び財源の確保を早期かつ明確に示すこと。
- (4) 放射性廃棄物に関する最終処分までの計画を提示すること。
- (5) リアルタイム線量測定システムについては、除去土壌の仮置場から中間貯蔵施設への輸送が本格化する状況においても、市民が放射線量を自分の目で確認するとともに、放射線に関する情報を国や東京電力ホールディングス株式会社と共有し、対策を進めるためのリスクコミュニケーションへ取り組んでいく観点からも必要であり、各自治体や地域住民の意向を十分に踏まえ、一方的な撤去を行わないこと。

- (6) 福島県県民健康調査における甲状腺検査では、甲状腺がん発症率に県内における地域差が認められない状況にあり、県民健康調査検討委員会甲状腺検査評価部会の甲状腺に関する中間とりまとめ及び検査2回目を評価した第13回部会においては、東京電力福島第一原子力発電所事故による影響は考えにくいとされていることから、この評価の確証を得るため、被ばくと甲状腺がんの因果関係を検証すること。
- (7) 水道が未普及のため井戸水を飲料水として使用している地域について、放射性物質による水質の不安を解消するために水道施設整備を実施する場合や、他に同様な事業が発生した場合には、その事業に要する費用をすべて負担すること。
- (8) 山林の除染手法に関する調査研究を強化し、除染により発生する廃棄物の減容化技術も含め効率的で効果的な除染手法を早期に確立すること。
- (9) 安全な農産物を提供するため、効果的な放射性物質吸収抑制技術を確立するとともに、吸収抑制対策に係る支援の継続と補助対象資材の拡充を図ること。
- (10) 風評被害の防止・解消に向けた対策を強化し、被害の早期払拭を図ること。
また、国内外における日本産農水畜産物等の信頼回復に向けた万全の検査体制の整備等風評被害対策を早急に講じること。

2 東京電力福島第一原子力発電所における汚染水及び処理水の対策について

- (1) 高濃度放射性物質を含む汚染水の新たな発生の抑制に全力を尽くすとともに、多核種除去設備等による処理水を保管するタンクの更なる増設について検討するよう、東京電力ホールディングス株式会社に指導すること。
- (2) 汚染水及び処理水の対策については、しっかりと県民の目線に立って、正しい情報を分かりやすく発信するよう、東京電力ホールディングス株式会社に指導すること。
- (3) 処理水の処分の実施者として幅広い関係者や県民に対して説明責任を果たすよう、東京電力ホールディングス株式会社に指導すること。

3 原子力損害賠償の適正な実施及び迅速化について

- (1) 被災者が独自に行った除染費用を全額賠償するよう、東京電力ホールディングス株式会社に指導すること。
- (2) 原子力災害に伴う固定資産税を含む市税等の減収及び住民の安全・安心を確保するための各種検査や風評被害対策など東京電力福島第一原子力発電所事故との因果関係が明らかな業務に要する費用について全額賠償するよう、東京電力ホールディングス株式会社に指導すること。

また、賠償請求手続の簡素化を図るとともに、迅速かつ確実に賠償を行うよう、東京電力ホールディングス株式会社に指導すること。

- (3) 原子力災害に伴う風評は、福島県内の観光業、商工業、サービス業や中小企業、商店街、さらには農林畜産物等の生産者や加工業者に深刻な損害を及ぼしていることから、国内外への正確な情報提供や販路拡大など、風評を早期に払拭するための取組を強化するとともに、風評による損害に対する完全な賠償を早急に行うよう、東京電力ホールディングス株式会社に指導すること。

また、被害者からの相談や請求に丁寧に対応し、個別具体的な事情をしっかりと聴取しながら、被害の実態に見合った賠償を的確かつ迅速に行うよう、併せて指導すること。

- (4) 賠償範囲の最小限の基準である原子力損害賠償紛争審査会の「中間指針」について、紛争解決の制度として十分に機能が果たせるよう、適切に見直すこと。
- (5) 被災者が公平に賠償を受けられるよう、原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介事例を被害の状況が類似している地域等において同様に生じている損害に適用するとともに、直接請求により全ての被害者へ公平な賠償を確実に迅速に行うよう、東京電力ホールディングス株式会社に指導すること。

4 原子力災害に係る各種施策の推進及び支援について

- (1) 原子力災害に伴う風評は入込客数の落ち込みなど観光産業に深刻な影響を及ぼしており、誘客に係る各種施策の推進が重要となっている。

については、観光地のハード整備経費及び各種観光施策等に要する費用について財政措置を講じること。

- (2) 原子力災害からの復興へ向けては、安定した雇用の確保や企業の受け皿としての工業団地の整備など、将来を見据えた対応が急務であることから、地域経済の活性化を図り、原子力災害からの復興を強力に推進するため、企業誘致に係る助成制度及び工業団地の整備に係る財政措置の充実を図ること。

- (3) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、捕獲圧が低下したイノシシ等の有害鳥獣が増加する中、狩猟者及び狩猟者団体の協力により捕獲事業を実施し、埋め立てにより死骸を処理しているが、捕獲数の増加に伴い、埋め立て処分を行う場所が不足している。

については、今後更に捕獲数が増加する有害鳥獣の処理が適切に実施できるよう、広域的な規模での処理体制に係る財政措置を講じること。

- (4) ホールボディカウンタによる内部被ばく検査、ガラスバッジ、甲状腺のエコー検査、血液検査等、健康異常が早期発見できる徹底した健康管理体制を堅持するとともに、その費用の全額国庫負担を継続すること。

- (5) 福島県が実施している 18 歳以下の県民に対する医療費無料化については、長期継続が必要であり、その財源が枯渇することのないよう、財政措置を図ること。
- (6) 除染を必要とする全ての地域については、原発事故以前の健全な状態へ回復するまでの間、固定資産税を免除するとともに、原発事故に伴う市税等の減収分については、その補てん財源である震災復興特別交付税の財源措置を継続すること。
- (7) 避難者の帰還と地域の復興・再生に向け、地域の安全・安心を確保するため、放射能対策や生活環境の改善、産業の振興、雇用の創出などの取組に対し十分な支援を行うこと。
- (8) 国民健康保険税、介護保険料の減免及び一部負担金等の免除の継続と避難指示等の対象区分けによらない同一市域内全域の減免に向けた更なる拡充を行うこと。
- (9) 東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質による汚染への対応について、安全基準や具体的対策を示し積極的に除染を行うとともに、除染に要する費用、空間放射線量率測定や水道水等に含まれる放射性物質の濃度測定等を行うための測定器の購入費や測定に係る人件費等、既に自治体に対応した分も含め、その全額を国において負担すること。
- (10) 農林業系汚染廃棄物の処理加速化事業を処理が終了するまで継続するとともに、適切な処理の促進と最終処分までの適切な保管を継続するため、現場の実態に応じて財政的・技術的支援を継続すること。

5 原子力災害に係る中長期的な対応について

- (1) 原子力災害からの創造的復興を成し遂げるため、今後も国が前面に立って風評払拭や健康管理、心のケアなどに取り組むとともに、福島復興のために地域の実情や特殊性、創意工夫を十分汲んだ上で、中・長期的な視点での対策と必要となる財源を確保すること。
- (2) 原子力災害からの希望ある復興を推し進めていく観点から、住宅地から 20m 以上離れた森林など除染の枠組みから外れた箇所等で、人への健康影響等が懸念されると思われる箇所が新たに判明した場合は、リスクコミュニケーションによる不安解消や線量低減化をはじめとした環境回復措置について、永続的な支援策を講じること。
- (3) 自主避難者の帰還に伴う生活の再建及び心のケアに必要な支援を行うこと。